

令和5年

奥州市教育委員会会議録

第10回定例会10月25日招集

奥州市教育委員会

1 開会、閉会等に関する事項

開催日時 開会 令和5年10月25日(水)午後3時

閉会 令和5年10月25日(水)午後3時30分

開催場所 江刺総合支所4階特別会議室

2 出席委員当の氏名

	高橋	勝	教育長
1番	吉田	政	委員(教育長職務代理者)
2番	高橋	キエ	委員
3番	松本	崇	委員
4番	菊地	幸	委員

3 説明のため出席した職員の職及び氏名

佐藤浩光教育部長、松戸昭彦教育総務課長、吉田博昭学校教育課長、菊池長学校教育課主幹、小野寺正行歴史遺産課長、岩淵浩協働まちづくり部生涯学習スポーツ課長補佐

事務職員出席者 千田俊輔教育総務課長補佐

4 本日の会議に付した事件(議事日程第1号)

第1 会期の決定

第2 教育長報告

(1) 生徒指導について

(2) 奥州市教育委員会の所管に属する附属機関の令和5年度上半期における審議等の状況について

(3) 令和6年度学校給食費の改定について

第3 議案第1号 奥州市指定天然記念物「真打のミチノクナシ」の指定解除に関し議決を求めることについて

5 会議の概要

開会、会議成立宣言、本日の会議日程について「議事日程第1号」により進めることを宣言、秘密会とする議決(教育長報告「生徒指導について」)、秘密会とした教育長報告「生徒指導について」は、学校ごと又は児童生徒の個々の状況に関わらない部分のみを公表することの議決、議案の審議

第1 会期の決定について

本日1日と決定

第2 教育長報告

- (1) 生徒指導について
詳細について、吉田学校教育課長が資料に基づき説明
-

- (2) 奥州市教育委員会の所管に属する附属機関の令和5年度上半期における審議等の状況について
佐藤教育部長が資料に基づき一括して説明

【要旨】

- 令和4年度下半期の状況については、今年4月の定例会において報告しているが、今回の報告は、令和5年度上半期における各附属機関の審議内容等についてお知らせするものであり、付議案件及び審議の状況や、会議における提言の概要について報告するもの。

【質疑等】

吉田委員

給食費の納入状況はどうなっているか。

菊池学校教育課主幹

現年度分の収納率は、あまり変化がない。過年度分の未納は極端に増えてはいないが、若干干渉しているところがある。社会情勢等によって、滞納額が増えているということはないと思っている。

吉田委員

滞納による給食の予算への影響はないか。

菊池学校教育課主幹

歳出予算が確保されているので、給食の質等に影響はない。令和4年度の収納率は99.24%である。令和4年度の未納額は317万円、過年度分の未納額は、770万円となっている。

高橋委員

牛の博物館の旧レストラン棟について、活用する予定はあるか。

小野寺歴史遺産課長

現状は、イベント等の物置的な使い方をしている。厨房施設等が老朽化しているため、レストランの希望者は難しいと判断している。現在は、博物館の別棟として、イベントや体験教室に使用することとしている。

- (3) 令和6年度学校給食費の改定について
詳細について、菊池学校教育課主幹が資料に基づき説明

【要旨】

- 令和5年度第2回奥州市学校給食運営協議会において、令和6年度学校給食費の改定について審議し、事務局の提案内容に対して意見を付して承認された。
- 賄材料費の値上げ分については市の負担とし、保護者からは徴収しない方向で調整している。

【質疑等】

高橋委員

協議会からの附帯意見について、具体的な話があれば教えてほしい。

佐藤教育部長

現在、総合計画の見直し作業中であり、保護者の値上げ分は市の負担とすることで市長に説明している。市長から、国に対して無償化を要望する上で、奥州市でもこれだけ身を削っているということを示したいという話があり、その方向で進むものと考えている。

以上で教育長報告を終わる。

第3 議案第1号 奥州市指定天然記念物「真打のミチノクナシ」の指定解除に関し議決を求めることについて

松戸教育総務課長が議案を朗読、佐藤教育部長が提案理由を説明し、補足説明を小野寺歴史遺産課長が行った。

【提案理由】

- 市指定天然記念物「真打のミチノクナシ」が枯死したことから奥州市文化財保護審議会に指定解除の諮問を行なったところ、指定解除の答申があったことから奥州市文化財保護条例第35条第1項に基づき、指定を解除しようとするもの。

【補足説明】

- 指定解除する真打のミチノクナシは、平成17年11月6日に旧衣川村で指定されたもので、イワテヤマナシとも言われ、人家付近の山林に見られるバラ科の落葉高木である。

- ・ 奥州市文化財保護審議会に指定解除の諮問をし、令和5年10月16日に指定解除の答申があったもの。

【質疑等】

高橋委員

天然記念物に指定された理由を教えてください。

小野寺歴史遺産課長

旧衣川村が指定したものであり、確かな資料はない。インターネットで調べたところ、イワテヤマナシは非常に珍しいもので、自生しているところが限定される。さらに高木だということが珍しく指定されたと思われる。

高橋委員

奥州市には、この1本だけか。

小野寺歴史遺産課長

立派なところで指定されたと思われる。インターネットの情報では、岩手にはかなり見られるということである。

【討論】

なし

採決の結果、原案どおり決することに全員異議なし

原案可決

閉会